

熊本県文化財資料室除草業務委託仕様書

第1 一般事項

- 1 本業務は、熊本県文化財資料室敷地内の除草を目的とする。
- 2 この仕様書は業務の基本を示すものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、管理上必要かつ軽微なものについては状況に応じ当資料室担当職員の指示に従い、異議なく実施するものとする。
- 3 作業は、職員の執務等に支障をきたさないよう、現場責任者が当資料室担当職員と打ち合わせのうえ、実施すること。
- 4 受託者の過失により生じた物件の棄損は、受託者の負担とする。
- 5 受託者は、作業実施後に当資料室担当職員の確認を受けた後、業務完了報告書を提出し甲の検査を受けること。

第2 対象範囲

除草の対象は、別紙図面の草地の範囲（5471㎡）とする。

第3 見積書

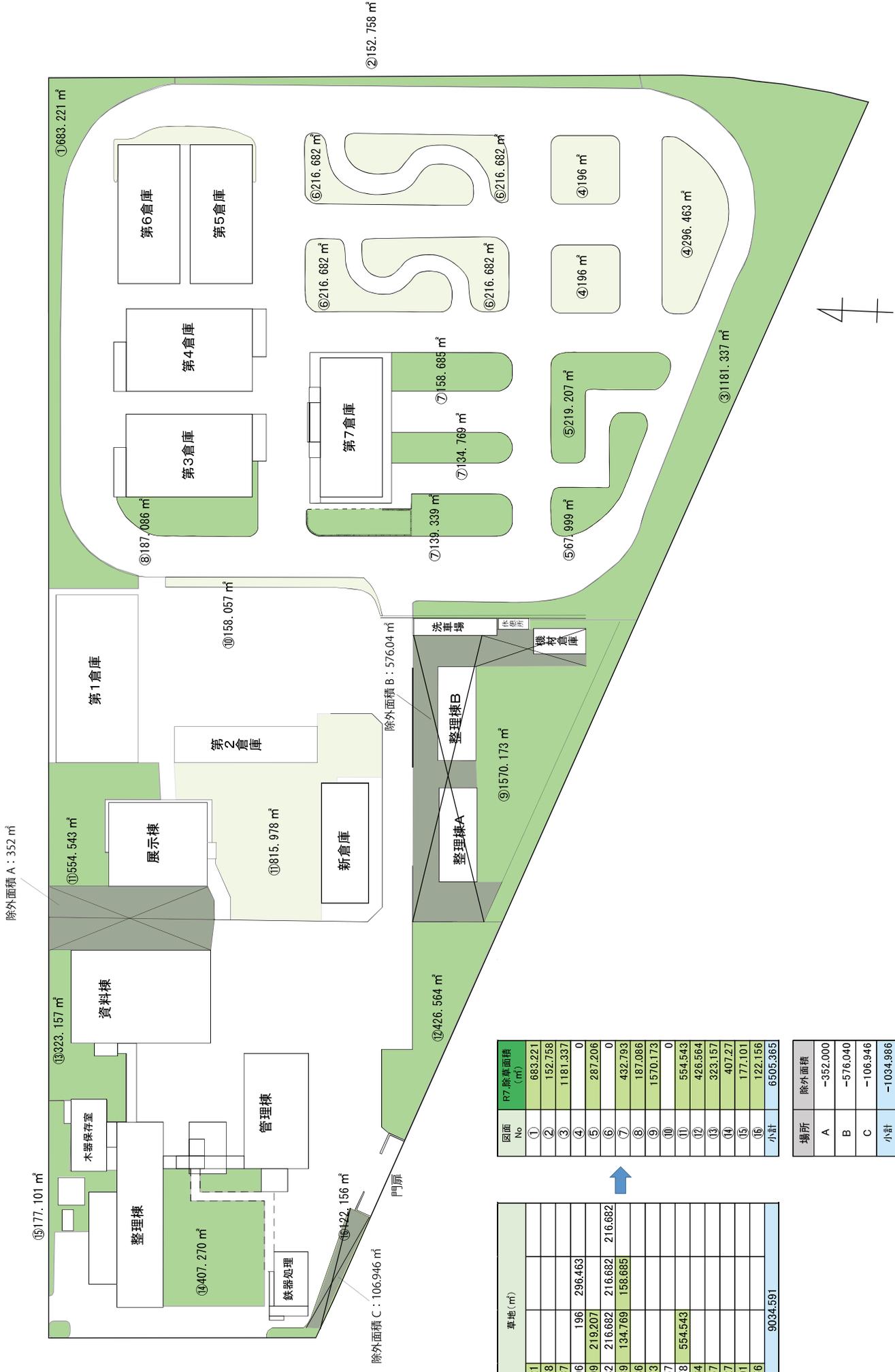
契約にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者かを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を見積書に記載する。

第4 除草内容

- 1 対象の範囲には樹木が多く窪地等が存在するため、基本的に肩掛け芝刈り機による除草とする。
- 2 刈った草は、速やかに車両により搬出し、処分するものとする。搬出及び処分に関する費用は、受託者の負担とする。

第5 履行期間

- 1 契約締結の日から令和7年（2025年）11月12日（水）までのうち、次に示す回数及び期間に行うものとする。
 - 1回目 契約締結の日から令和7年（2025年）7月25日（金）まで
 - 2回目 令和7年（2025年）10月15日（水）から11月12日（水）まで
- 2 除草期間は2回とも3週間程度とし、気象の影響等がある場合は施設担当者との協議し決定する。



図面 No	R7除草面積 (m ²)
①	683.221
②	152.758
③	1181.337
④	196
⑤	287.206
⑥	216.682
⑦	134.769
⑧	187.086
⑨	1570.173
⑩	158.057
⑪	815.978
⑫	426.564
⑬	323.157
⑭	407.27
⑮	177.101
⑯	122.156
小計	6505.365

図面 No	草地 (m ²)
①	683.221
②	152.758
③	1181.337
④	196
⑤	287.206
⑥	216.682
⑦	134.769
⑧	187.086
⑨	1570.173
⑩	158.057
⑪	815.978
⑫	426.564
⑬	323.157
⑭	407.27
⑮	177.101
⑯	122.156
合計	9034.591

場所	除外面積
A	-352.000
B	-576.040
C	-106.946
小計	-1034.986

R7年度除草面積 (m ²)
5470.379
5471

小数点以下切上

4